

議 第 159 号

平成28年 6 月10日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 53 号

平成28年 3 月31日

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第146条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第19条及び第20条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第21条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の熊本市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、

平成２８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）の施行等に伴い、熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）について地方自治法第１７９条第１項の規定により一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。